

台風・地震等に対する非常措置について

本校におきましては、京都市域に震度5弱以上の地震があった場合、京都市域（「京都南部」「京都・亀岡」）に「暴風警報」「特別警報」が発令された場合や、鞍馬学区に「避難指示」が発令された場合は以下の措置をとらせていただきます。今後、地震（震度5弱以上）が起こったり、台風が接近したりするございましたら、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただきますようお願いいたします。

震度5弱以上の地震が発生した場合

- 1 登校前に発生した場合は、以下の登校日を臨時休業とします。
 - ・学校所在の左京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - ・下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信・ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。
- 2 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

特別警報が発令された場合

- 1 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時45分 木13時30分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

暴風警報が発令された場合

- 1 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 2 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前 9時までに解除になった場合 3校時(10時45分)から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時(13時45分 木13時30分)から始業
(給食は中止)
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

避難指示が発令された場合

本校の敷地は「土砂災害警戒区域(特別警戒区域)」に含まれていることから、鞍馬学区に、避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。「高齢者等避難」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置(登校の見合わせ等)を取る場合があります

在校中に上記の非常変災が発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、メール配信・電話連絡の上、保護者への引き渡し帰宅とします。

その他

- ・「大雨警報」「洪水警報」が発表されている場合であっても、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で「避難指示」が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合には、学校ホームページやPTAメール配信等で最新の情報をお知らせしますので、ご確認をお願いします。
- ・給食の準備が進んでいる時は、給食を食べてから下校する場合があります。
- ・暴風警報の発令が予想される日は、その日の保護者の方の動き(家に在宅、外出するが○時に帰宅する、など)をお子さんとお確かめください。
- ・「特別警報」「暴風警報」発令・地震発生時の震度情報に十分注意してください。
- ・臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて、メール配信・ホームページでお知らせします。